

令和7年度

福島町議会
定例会3月会議

議会提出議案

説明資料

福島町議会

令和7年度福島町議会定例会3月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件名	頁
発委12	福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例	3
発委13	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	4

発委第 12 号関係

福島町議会基本条例諮問会議条例の一部改正について

1 改正の理由

議会では、平成 21 年 4 月 1 日施行の福島町議会基本条例第 20 条の規定による附属機関として、「福島町議会基本条例諮問会議」を設置し、基本条例の見直しや議員定数・歳費について諮問し、答申を受けてきたところであり、令和 7 年 6 月には、同会議委員の職務に「議会モニター」に関連した業務を追加、推薦以外の公募委員を増やすため委員数を「10 人以内」から「13 人以内」に拡大しております。

その後開催した諮問会議において、諮問委員から条例の改正内容について「議会モニター」に関連した業務の部分が分かりづらいとの意見が出されたことから、諮問会議の所掌事項・職務に議会モニターを明記し、諮問会議としての本来業務と分けることで分かりやすい条文となるよう、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 諮問委員の職務を規定（第 2 条）

議会モニターに関連した業務を明確にするため、諮問会議の所掌事項・職務を定める第 2 条第 2 項に「議会モニター」を明記、第 1 号を削除し、新たに「その他議長が必要と認めたこと。」を第 3 号として追加するものです。

(2) 報酬（第 8 条）

委員に報酬を支給しない職務について、第 2 条第 2 項の見直しに合わせて包括的に整理するものです。

(3) 費用弁償（第 9 条）

委員に費用弁償を支給しない職務について、第 2 条第 2 項の見直しに合わせて包括的に整理するものです。

3 施行期日について

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例（案）

1. 改正の理由について

町では、平成 29 年度以降改定されていない特別職の給与について、一般職の給与水準が年々増額傾向にあることも踏まえ、令和 8 年度から引き上げることとしており、定例会 3 月会議に改正条例を上程しております。

議会議員の歳費については、平成 23 年 9 月に現在の算出方式（福島町方式）を採用、令和 5 年 9 月には議員のなり手確保対策として歳費を増額すべく算定式の「標準とする給与月額」を「町長・副町長・教育長の給与の平均」から「町長の給与月額」に見直す改正を行い現在に至っておりますが、この度、特別職の給与が改定されることから、議員の歳費についても、算定方式に基づき新たな特別職の給与月額を基に再算定を行い、議員歳費についても改正するものです。

2. 改正の内容について

(1) 歳費月額の改正について（第 2 条関係）

特別職の給与の改定に伴い、町長の給与月額が 800 千円へ増額されたことから再算定を行い、下記の表とおり歳費月額を改正しようとするものです。

職	現 行		改正後	増減
	計算式	歳費月額		
議 長	議員の歳費×1.49	321,000 円	357,000 円	36,000 円
副議長	議員の歳費×1.19	257,000 円	285,000 円	28,000 円
常任委員長	議員の歳費×1.08	233,000 円	259,000 円	26,000 円
議会運営委員長	議員の歳費×1.08	233,000 円	259,000 円	26,000 円
議 員	町長の給与月額×0.3	216,000 円	240,000 円	24,000 円

※千円未満の端数は切り捨て。

3. 施行期日について

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

4. その他

(1) 議会議員の歳費（議員報酬）月額推移について

(単位：円)

区 分	議 長	副 議 長	常任委員長	議会運営委員長	議 員
H 5.4.1	255,000	200,000	180,000	180,000	170,000
H17.4.1	245,000	195,000	175,000	175,000	165,000
H18.4.1	234,000	184,000	165,000	165,000	157,000
H19.9.1	198,000	155,000	141,000	141,000	131,000
H23.9.1	232,000	185,000	168,000	168,000	156,000
H27.9.1	259,000	207,000	187,000	187,000	174,000
H29.4.1	278,000	222,000	201,000	201,000	187,000
R 5.9.1	321,000	257,000	233,000	233,000	216,000

- ※1 平成23年9月1日から現在の歳費算出基準（福島町方式）を採用。
同時に特例措置として算出した歳費の10%相当額を減額しています。
- ※2 平成25年12月に同条例の一部改正を行い、平成27年9月1日より特例措置を廃止しています。
- ※3 平成29年4月1日から特別職の給与改定に伴い歳費の改正を行っております。
- ※4 令和5年6月に算出基準を「町長・副町長・教育長の月額合計の平均」から「町長の月額」に算出基準を変更する歳費の改正を行い、令和5年9月1日より施行しております。

(2) 渡島管内（函館市・北斗市除く）の議員報酬について（R8.2末現在）

(単位：円)

区 分	議 長	副 議 長	常任委員長	議会運営委員長	議 員
福 島 町	321,000	257,000	233,000	233,000	216,000
松 前 町	300,000	240,000	220,000	220,000	210,000
知 内 町	255,000	200,000	180,000	180,000	170,000
木 古 内 町	255,000	200,000	180,000	180,000	170,000
七 飯 町	380,000	310,000	290,000	290,000	280,000
鹿 部 町	239,000	185,000	167,000	167,000	158,000
森 町	295,000	225,000	205,000	205,000	195,000
八 雲 町	378,000	306,000	283,000	283,000	270,000
長 万 部 町	290,000	240,000	220,000	220,000	210,000

(3) 改正による影響額について

○令和8年度以降

区 分	改正前	改正後	増減額
歳 費	2,141,000 円×12 か月 = 25,692,000 円	2,379,000 円×12 か月 = 28,548,000 円	2,856,000 円
期末手当	2,141,000 円×1.15×4.65 か月 = 11,449,000 円	2,379,000 円×1.15×4.65 か月 = 12,722,000 円	1,273,000 円
共 済 費	220 千円×24.8/100× 12 か月×9 人 = 5,893,000 円	240 千円×24.8/100× 12 か月×9 人 = 6,429,000 円	536,000 円
合 計	43,034,000 円	47,699,000 円	4,665,000 円